

## 令和7年度県営林事業の実施状況について

## 1 要旨・目的

公益的機能の持続的な発揮及び木材の安定的な供給を図ることを目的とする県営林事業について、令和7年度の実施状況を報告する。

## 2 現状・背景

第3期県営林中期管理経営計画（令和6～10年度）に基づき、事業地及び事業体の確保による計画的な木材生産を実施することにより、用材及びバイオマス材の安定供給に取り組んだ。

## 3 概要

## (1) 成果目標

需要に応じた規格の木材生産などに取り組んだ結果、木材生産量の目標を達成した。

木材生産量 目標 48,000m<sup>3</sup> ⇒ 実績 54,354m<sup>3</sup>

## (2) 事業内容

事業地の確保などに向けて、次の取組を実施した。

区分	取組内容
事業地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行的な森林調査や地域単位での森林組合との情報交換を実施し、必要な施業候補地を確保した。</li> <li>・森林調査においては、航空レーザーデータの解析による地形や樹高の情報を有効に活用した。</li> <li>・森林調査の結果を基に、施業プラン書作成や土地所有者交渉など、施業に必要な手続きを早期に実施した。</li> </ul>
事業体の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業体が施業を請け負いやすいよう、早期の働きかけと発注に努めた。</li> </ul>

## (3) 事業計画と実績

利用間伐については、施業面積が計画をやや下回ったが、木材生産量は、バイオマス材の需要増への対応から供給強化を図ったため、材積が計画を大幅に上回った。

主伐（立木販売）については、対象森林の立木の生長不足等を勘案し販売面積を減らした結果、面積、材積ともに計画を下回った。

保育間伐については、アクセスなどの現場条件が悪い施業地が多く、施業コストが増えたため、面積が計画を下回った。

区分		(参考) 令和6年度	令和7年度			
		実績	計画 (A)	実績 (B)	増減 (B)-(A)	
施業別 (面積)	利用間伐	201 ha	220 ha	195 ha	▲ 25 ha	
	主伐(立木販売)	60 ha	90 ha	63 ha	▲ 27 ha	
	保育間伐	114 ha	150 ha	119 ha	▲ 31 ha	
	計	375 ha	460 ha	377 ha	▲ 83 ha	
木材生産 販売区分別(材積)	利用 間伐	用材	12,876 m <sup>3</sup>	13,200 m <sup>3</sup>	12,086 m <sup>3</sup>	▲ 1,114 m <sup>3</sup>
		バイオマス材	17,471 m <sup>3</sup>	3,300 m <sup>3</sup>	18,033 m <sup>3</sup>	▲ 14,733 m <sup>3</sup>
		小計	30,347 m <sup>3</sup>	16,500 m <sup>3</sup>	30,119 m <sup>3</sup>	▲ 13,619 m <sup>3</sup>
	主伐(立木販売)	21,395 m <sup>3</sup>	31,500 m <sup>3</sup>	24,235 m <sup>3</sup>	▲ 7,265 m <sup>3</sup>	
	計	51,742 m <sup>3</sup>	48,000 m <sup>3</sup>	54,354 m <sup>3</sup>	▲ 6,354 m <sup>3</sup>	
作業道開設 (延長)		44,962 m	48,400 m	40,271 m	▲ 8,129 m	

#### (4) 収支計画と実績

請負事業量（利用間伐）の減少により、②生産原価、③販売管理費及び⑤営業外収益が計画を下回ったが、需要に応じた規格の木材生産など有利販売に取り組んだ結果、木材販売単価が上がり、①売上高が計画を上回った。

この結果、目標とする⑫経常利益は28,854千円となり、計画額を上回った。

（単位：千円）

区分	項目		(参考) 令和6年度	令和7年度			備考(主な増減理由)
			実績	計画(A)	実績(B)	増減(B-A)	
木材生産	①売上高	請負事業	227,153	199,650	242,535	42,885	木材販売単価の増
		立木販売	97,900	128,205	114,695	▲13,510	立木販売面積の減
		計	325,053	327,855	357,230	29,375	
		②生産原価	220,312	248,870	232,001	▲16,869	請負事業量(利用間伐)の減
		③販売管理費	148,059	147,426	142,926	▲4,500	請負事業量(利用間伐)の減
		④営業利益	▲43,318	▲68,441	▲17,697	50,744	①-②-③
		⑤営業外収益	233,584	226,926	224,724	▲2,202	請負事業量(利用間伐)の減による補助金の減
保育		⑥営業外費用	113,863	88,049	125,286	37,237	分収金の増
		⑦経常利益	76,403	70,436	81,741	11,305	④+⑤-⑥
		⑧販売管理費	61,691	72,046	66,421	▲5,625	消費税額の確定による公課費の減
		⑨営業外収益	15,239	22,036	14,665	▲7,371	立木補償金の減
	⑩営業外費用	1,930	6,837	1,131	▲5,706	立木補償に係る分収金の減	
	⑪経常利益	▲48,382	▲56,847	▲52,887	3,960	⑨-⑧-⑩	
	⑫経常利益 計	28,021	13,589	28,854	15,265	⑦+⑪	
	⑬公庫償還金等 注)	123,021	117,429	117,654	225		
	⑭一般会計からの繰入金	94,999	103,840	88,800	▲15,040	⑬-⑫	

注) 既存県営林における過去の借入金（S48～H10）に対する償還金等

※ 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

#### (5) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

令和7年度は、県営林特別会計への繰出金89百万円を一般会計から支出した。

（単位：百万円）

区分	年度				備考
	H25	H26～R6	R7	累計	
県営林特別会計への繰出金	—	1,426	89	1,515	公庫償還金等に係る一般会計からの繰入金
第三セクター等改革推進債償還額	—	13,001	—	13,001	償還期間:H26～R5 償還額:13,001百万円
県債権放棄額	33,264	—	—	33,264	旧(一財)広島県農林振興センターの民事再生に伴う債権放棄

#### (6) 貸借対照表

固定資産は、森林資産が16百万円増加して5,651百万円となった。また、固定負債は、借入金の返済により81百万円減少して622百万円となった。これらにより、純資産は102百万円増加して4,954百万円となった。

（単位：百万円）

令和6年度決算				令和7年度決算見込			
流動資産	84	流動負債	164	流動資産	100	流動負債	175
固定資産	5,635	固定負債	703	固定資産	5,651	固定負債	622
〔森林資産 土地〕	〔3,546 2,089〕	純資産	4,852	〔森林資産 土地〕	〔3,562 2,089〕	純資産	4,954
計	5,719	計	5,719	計	5,752	計	5,752

※ 単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

◀ 県営林事業費特別会計 貸借対照表 (R7決算見込) ▶

(単位:円)

科 目	当年度(R7末)	前年度(R6末)	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	92,000,000	77,500,000	14,500,000
販売用資産	8,403,313	6,412,012	1,991,301
流動資産合計	100,403,313	83,912,012	16,491,301
2 固定資産			
特定資産	0	0	
その他固定資産	5,651,122,296	5,635,398,871	15,723,425
事業用資産	5,651,122,296	5,635,398,871	15,723,425
森林資産	3,561,639,296	3,545,915,871	15,723,425
土地	2,089,483,000	2,089,483,000	0
固定資産合計	5,651,122,296	5,635,398,871	15,723,425
資産合計	5,751,525,609	5,719,310,883	32,214,726

科 目	当年度(R7末)	前年度(R6末)	増 減
II 負債の部			
1 流動負債			
賞与引当金	1,579,333	1,490,667	88,666
分収金引当金	92,000,000	77,500,000	14,500,000
短期借入金	81,025,745	84,614,295	▲ 3,588,550
流動負債合計	174,605,078	163,604,962	11,000,116
2 固定負債			
長期借入金	622,449,944	703,475,689	▲ 81,025,745
固定負債合計	622,449,944	703,475,689	▲ 81,025,745
負債合計	797,055,022	867,080,651	▲ 70,025,629
III 純資産の部			
1 純資産	4,954,470,587	4,852,230,232	102,240,355
純資産合計	4,954,470,587	4,852,230,232	102,240,355
負債及び純資産合計	5,751,525,609	5,719,310,883	32,214,726

\* 森林資産(固定資産)の内訳 (単位:円)

区 分	金 額
前年度森林資産	3,545,915,871
取得原価による増	24,126,738
販売用資産への振替による減	▲ 8,403,313
合 計	3,561,639,296

\* 主な勘定科目

現金預金	歳計現金の期末残高	賞与引当金	県職員翌年度賞与
販売用資産	翌年度主伐予定の森林資産	分収金引当金	土地所有者への分収金(翌年度支払)
森林資産	森林資産＝前年度森林資産 ＋取得原価－販売用資産	短期借入金	翌年度の日本政策金融公庫償還金(元金)
		長期借入金	日本政策金融公庫借入残高(元金)
土 地	県有林における県有地		

## 財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

### 1 重要な会計方針

この財務諸表作成の会計基準は、地方公会計基準に従うものとする。

なお、森林資産に係る会計処理については、林業公社会計基準（平成 23 年 3 月 17 日制定）を参考とする。

#### (1) 森林資産の評価方法

##### ① 平成 26 年度（期首）における森林資産

ア 森林資産は、固定資産に属するものとし、その評価方法は（一財）広島県農林振興センターが民事再生時に分収造林（以下、センター林という。）事業を評価した方法、評価基準日（平成 26 年 3 月 31 日）により時価評価した。

イ その評価方法は、各事業地の調査結果に基づき、伐採・搬出方法や木材価格、今後必要な経費など、主に以下のような一定の前提条件の下、将来の収穫量から事業地毎、年度毎の収益を積算し、それらを平成 25 年 1 月 1 日現在に割り戻して算出した収益額の現在価値を評価額とした。

評価法	伐期	割引率	木材価格	分収割合
市場価逆算法	70 年	6.0%	H22～H24 市況平均	7 : 3

ウ 以上から、県が事業譲渡を受けたセンター林の評価額と同様の方法で時価評価した既存県営林の評価額を合算し、平成 26 年度期首の森林資産評価額とした。

（単位：千円）

	センター林	既存県営林	合計価額
森林資産評価額	639,524	2,669,130	3,308,654

##### ② 平成 26 年度以降における森林資産

平成 26 年度以降は、取得原価をもって森林資産とする。

森林資産の取得原価は、森林整備に要した費用から森林整備に係る収入を控除した実事業費によることとし、取得原価から森林資産に係る直接的な補助金を控除する直接減額方式を採用する。

また、林業公社会計基準においては、借入金の支払利息を森林整備に要した費用として取得原価に計上しているが、県営林事業においてはこれを計上しないこととする。

なお、取得原価に計上する費用、収入の内容及び補助金による圧縮記帳の実績は次のとおりである。

#### ア 取得原価に計上する費用及び収入の内容

森林整備に要した費用の内容	間伐等保育費、作業道開設・補修費、分収金、森林調査費、森林保険料 等
費用から控除する収入の内容	造林補助金、利用間伐売払収入 等

イ 補助金による圧縮記帳の実績

(単位：千円)

補助金等の名称	区分	H26~30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	H26~R7 累計
		造林補助金	補助金額	1,082,505	180,353	166,456	184,906	173,358	158,202	159,569
	圧縮額	1,082,505	180,353	166,456	184,906	173,358	158,202	159,569	159,221	2,264,570

③ 販売用資産

森林資産は、分収造林契約に基づき収益を伴う伐採（主伐）が決定したとき、固定資産から流動資産へ振り替える。

なお、「収益を伴う伐採が決定したとき」とは、県営林事業に係る予算等において主伐の意思決定がなされた場合をいう。

(2) 森林資産の減損処理

- ① 森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した時は、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その貸借対照表価額を正味売却価額まで減額する。
- ② 上記、「将来の経済的便益が著しく下落した時」とは、次に掲げるような事象をいう。
  - ア 災害、火災及び獣被害等により、森林資産の使用可能性が著しく低下した場合
  - イ 森林資産の継続的な使用の停止、事業廃止などによる場合
  - ウ 時価が帳簿価額から概ね 50% を超えて下落している場合

2 森林資産に関する事項

(一財) 広島県農林振興センターの民事再生により県営林化された分収造林については、県の債権放棄や日本政策金融公庫への損失補償など財務諸表に表せない多くの県民負担がある。

また、センター林と一体的に管理経営する森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、将来的な収益はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。

したがって、森林資産に関してセンター分収造林事業の経営改革に伴う県民負担や、将来の収益見込み額等について、事業運営に係る重要な情報として注記するものとする。

(1) 分収造林事業の経営改革に伴う県民負担

① (一財) 広島県農林振興センターの民事再生 (H25) に伴う県債権放棄額

区 分	金 額 (百万円)	備 考
県債権放棄額 (H25)	33,264	県債権放棄額 33,864 百万円から、センター森林資産の県への代物弁済額 640 百万円を減じ、民事再生手続中の発生利息 (申立て後に生じた約定利息) 40 百万円を加えたもの

② (一財) 広島県農林振興センターの民事再生 (H25) に伴う損失補償 (第三セクター債償還) 額

区 分	金 額 (百万円)											備 考	
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	償還元金	償還期間
第三セクター等改革推進債償還額	1,314	1,311	1,308	1,305	1,302	1,299	1,295	1,292	1,289	1,286	13,001	12,837 百万円	H26~R5
												償還額	13,001 百万円

③ 県営林事業特別会計に係る一般会計繰入・繰出額

区 分		金 額 (百万円)										備 考
一般 会計	年 度	S39~H25	H26~30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	繰出－繰入 ▲2,882 百万円
	繰入額	1,832	825	136	141	64	84	82	95	89	3,347	
	繰出額	465	－	－	－	－	－	－	－	－	465	

※単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 正味売却価額の算定

森林資産の減損の兆候を把握するため、正味売却価額を算定するものとする。

なお、平成28年9月に貸借対照表を作成した際には、正味売却価額は長期収支見込額を評価年度時点まで割り戻した額とし、5年を一期とする県営林中期管理経営計画の策定の際に再評価することとしていたが、平成30年度から、正味売却価額は、総務省による「統一的な基準による地方公会計マニュアル」や他府県の状況を参考に、次の方法により毎年度算定するものとする。

① 正味売却価額の算定方法

$$\begin{aligned}
 & \text{正味売却価額} = \text{県営林の齢級別植栽面積 (標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ)} \\
 & \quad \times \text{森林保険金額 (上限額) (ha 当たり、樹種・齢級別) (注1)} \\
 & \quad \times \text{森林保険金額 (上限額) と実勢価格との比率 (32.4\%) (注2)} \\
 & \quad \times \text{県営林全体に占める資源循環林の割合 (80\%)} \\
 & \quad \times \text{分収造林契約・地上権設定契約上の県持分} \\
 & \quad \quad \quad (\text{センター林 } 68.5\% \text{ 既存県営林 } 64.8\%) \text{ (注3)}
 \end{aligned}$$

注1) 森林保険金額 (上限額) は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に、立木竹の樹種・齢級別単価は森林保険が参考になる旨明記されており、また、森林保険は樹種・齢級別の単価が設定されているため、参考単価として取り入れている。

注2) 森林保険金額 (上限額) は、災害が発生した際に支払われる保険金の限度額であり、実際の価格 (実勢価格) より一般的に高くなるため、その差を補正している。

なお、実勢価格は、直近の年度に実施した立木販売 (主伐) の実績に基づき、1ha当たりの平均立木販売価格から販売経費等を差し引いた金額を齢級ごとに算定している。

さらに、森林保険金額 (上限額) と実勢価格の価格差を齢級ごとに比率として算定し、その齢級ごとの比率の平均値 (面積加重平均) を、森林保険金額 (上限額) と実勢価格の比率としている。

注3) 分収造林契約・地上権設定契約上の県持ち分については、分収割合の変更 (県:土地所有者=6:4→7:3) に係る同意取得率 (令和7年度末現在) を反映して算定している。

② 正味売却価額 (令和7年度末現在)

区 分	植栽面積 (ha) (標準伐期齢以上のスギ・ヒノキ)	正味売却価額 (千円)
センター林	10,135	7,535,174
既存県営林	3,840	3,078,015
計	13,975	10,613,189

※端数調整により合計が一致しない場合がある。